

新たな地域の絆づくり事業生活課題調査業務委託仕様書

本仕様書は、新たな地域の絆づくり事業について、地域福祉に関する実態調査等業務において、奈良県が事業者を求める基本的な考えを示したものである。したがって、これらに明記していない事項でも、目的を達成するために効果的な取組であると認められるものは、追加実施することも可能である。

また、この仕様書に記載された内容や条件による応募が困難な場合は、本仕様書との相違内容を明記した上で、企画提案書を作成することも可能である。

1 業務内容

下記に示す内容（必須条件）の業務を実施する。

また、下記内容への追加提案も受け付ける。（任意であり必須条件ではない。）

- (1) 奈良県内の*オールドニュータウンにおける地域での潜在的なニーズや、これからの地域の生活課題等について、対面聞き取りによるアンケート調査（約500世帯の悉皆調査）により実態を把握し、定性的、定量的に分析する。調査項目は、調査対象世帯の属性（年齢・性別・人数など）、健康状態、暮らし向き（収入源、就労）、地域活動など約20項目（奈良県より提示）
- (2) アンケート調査は、「3 提出すべき成果物」の（1）結果報告書の提出に間に合う時期までに実施すること。
- (3) 他府県の先進事例も参考に、調査の分析結果により把握した実態、ニーズに応じた具体的な活動支援施策を提案する。
- (4) 調査分析の結果、地域活動により対応すべき課題については、その必要性について合理的な説明ができるようデータを整理する。
- (5) 必要に応じて、会議等で使用する説明資料案の作成や、会議等に参加して説明ができること。並びに議事録（要約可）を作成すること。

※ 昭和40年代に開発され、現在では施設の老朽化や住民の高齢化が進んでいる住宅地。

2 受託事業者を求める基本条件

- (1) 社会福祉士の資格を持ち、相談業務に携わった経験のある者が聞き取り調査を行うこと。
- (2) 福祉についての専門知識を有し、地域福祉活動の他府県の先進事例等の情報を行政的な見地で提供できること。
- (3) アンケート調査を的確に実施し、調査対象者から明確な回答を引き出すことのできる技術を有すること。また、調査結果から分析を行う優れたノウハウを有すること。
- (4) 奈良県内又は奈良県近郊に調査拠点があり、要請に応じ、随時、来庁し協議等ができる体制が取れること。
- (5) コンプライアンス（法令遵守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティへの取組を徹底すること。

3 応募資格

- (1) 事業に必要な地域福祉士等の資格を持つ人員を揃え、適切な運営が確保できると認められる民間事業者であること。
- (2) 奈良県内に主たる事務所を有しており、書類提出日時点において奈良県の入札参加資格業者名簿に掲載されている団体等であること。
- (3) 次に該当する法人等は応募することができません。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県における一般競争入札の参加を制限されている法人等
 - ②奈良県から指名停止を受けている法人等
 - ③会社更生法、民事再生法又は商法に基づき更生、更生又は会社整理の申立手続きをしている法人
 - ④奈良県税、法人税、消費税（地方消費税含む）及び市町村税を滞納している法人等
 - ⑤役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等
 - ⑥役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である法人等
 - ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している法人等
 - ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑩役員等（役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等
 - ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ⑫宗教活動や政治活動を活動目的としている法人等

4 提出すべき成果物

(1) 結果報告書

内容：アンケート調査の内容、集計結果、分析、施策提案等

時期：平成26年3月31日まで

なお、報告書のとりまとめにあたっては、随時、県に報告・協議すること。

形式：本編と本編を簡潔にまとめた概要版を作成すること（A 4版）。また、汎用性あるソフトで作成した電子データでも提供すること。納品後、県で加工可能な状態であること。

5 業務報告

結果報告書については、提出の上、それぞれ奈良県と協議の上、検討会にて報告すること。

6 委託料の支払い

委託業務の完了後、一括精算払いとする。

7 特記事項

- (1) 奈良県及び市町村及び奈良県社会福祉協議会が保有する、もしくは取得が容易な情報、データについては、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供する（市町村、社会福祉協議会が保有するデータについては、提供協力が得られるものに限る。）。
- (2) 本仕様書および企画提案書に記載された「業務内容」の作業項目及び作業スケジュールの詳細については、協議の上、決定する。
- (3) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は、奈良県に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、奈良県の承諾を必要とする。
- (4) 受託事業者は、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む）を他に漏らしてはならない。
- (5) 庁舎内等においては、身分証等により身分を明確にすること。
- (6) その他、本業務を遂行するに当たって必要な事項については、協議の上、決定する。